

令和元年11月28日

原価算定期間又は原資算定期間終了後に
経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

九州経済産業局長から、下記の対象事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価の委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として審査を行った結果、当該料金の変更の認可の申請の必要があるとは認められませんでしたので、別紙のとおり九州経済産業局長に意見を回答しました。

（対象事業者）

・南海ガス株式会社

法人番号 4340001010679

(別紙)

経済産業省

官 印 省 略
20191101九州第3号
令和元年11月28日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について
(回答)

令和元年11月1日付け20191001九州第19号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20170329資第5号)第2(8)④に照らし、指定旧供給区域等小売供給約款における料金の変更の認可の申請の必要があるとは認められませんでした。

記

(対象事業者)
・南海ガス株式会社

法人番号 4340001010679